

犯罪被害者等基本計画で示された刑事手続に関する立法事項

損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施（犯罪被害者等基本計画 の第1の1の(1)）

法務省において、附帯私訴、損害賠償命令、没収・追徴を利用した損害回復等、損害賠償の請求に関して刑事手続の成果を利用することにより、犯罪被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手続とすることのできる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施（犯罪被害者等基本計画 の第1の1の(5)、第3の1の(3)のイ）

法務省において、公判記録の閲覧・謄写の範囲を拡大する方向で検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

犯罪被害者等に関する情報の保護（犯罪被害者等基本計画 の第2の2の(2)のイ）

法務省において、性犯罪等の被害者について、一定の場合に、起訴状朗読の際、被害者の氏名等を朗読しないこととするなど、公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度、検察官又は弁護人が、証拠開示の際に、相手方に対して、被害者の氏名等が関係者に知られないようにすることを求めることができる制度の導入に向けた検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施（犯罪被害者等基本計画 の第3の1の(1)）

法務省において、刑事裁判に犯罪被害者等の意見をより反映させるべく、公訴参加制度を含め、犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することのできる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。